

令和7年度 相模原市

子育てのための施設等利用給付（預かり保育利用料の無償化）についてのお知らせ（施設型給付幼稚園・認定こども園で教育・保育給付1号認定を申請される方へ）

施設型給付幼稚園及び認定こども園にお通りの教育・保育認定1号子ども（教育時間）の保護者で預かり保育を利用されている方が無償化の対象となるには、教育・保育給付1号認定に加えて、保育の必要性の認定【子育てのための施設等利用給付認定（2号）もしくは（3号）】を受ける必要があります。

対象となる方（申請が必要です）

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもで教育・保育認定1号子どものうち、下表②又は③に該当する方。教育時間のみのご利用の場合は別に配布した教育・保育給付認定申請書のみ園へ提出してください。

※満3歳児（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれで、3歳の誕生日を迎えた子ども）

認定（申請）区分と提出書類の確認

Q 預かり保育を利用しますか (月間利用、日利用を問わず)	
× 利用しません	○ 利用します
手続不要 表①を確認してください。	Q 「3 保育を必要とする事由」 がありますか？
× ありません	○ あります
手続不要 表①を確認してください。	Q R4.4.2～R5.4.1生まれ (満3歳児) ですか？
× いいえ	○ はい
表②を確認してください。	Q 市民税非課税世帯ですか？
× いいえ	○ はい
手続不要 表①を確認してください。	表③を確認してください。

◎給付支給認定保護者について

給付認定は、市内に居住し、児童を監護している(生活面や経済面で児童の面倒を見ている)保護者からの申請により市が認定を行います。認定を受けることとなった場合、給付認定申請書の「申請保護者」欄に記載のある保護者が「給付認定保護者」となります。
※認定に関する通知等は、全て「申請保護者」欄に記載の保護者宛てに送付します。また、申請内容や世帯状況に変更が生じた場合は、「申請保護者」欄に記載の保護者による手続きが必要です。
※今回の申請児童やきょうだい児で以前に認定を受けている場合は、「申請保護者」欄には原則同じ方を記入してください。

	【認定（申請）区分】 のチェック欄	無償化対象		提出書類	備考
		保育料/月額	預かり保育/月額		
①	提出不要	無償	無償化対象外	なし	教育・保育給付1号認定の申請のみ行ってください。
②	②2号	無償	日額450円×利用日数 (上限11,300円)	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由が確認できる書類（就労証明書 等）	教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付2号認定 (法第30条の4第2号)
③	③3号	無償	日額450円×利用日数 (上限16,300円)	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由が確認できる書類（就労証明書 等） ・市区町村民税非課税証明書（令和6年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方）	教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付3号認定 (法第30条の4第3号)

1 預かり保育について

※実施状況は園により異なります。利用方法や料金等は各園にご確認ください。

施設型給付幼稚園及び認定こども園では教育時間の前後で在園児を対象に預かり保育を実施している場合があります。なお、本市では償還払い方式または代理受領方式で無償化を実施しております。

『3 保育を必要とする事由』（父母が就労などの理由）に該当する場合は、預かり保育の利用料が無償化（満3歳児は市民税非課税世帯のみ）の対象となります。

【無償化金額】450円×利用日数で算出した金額 ※実際の利用金額と比較して低い方がその月の無償化上限額となります。

【請求方法】

- ・償還払い：利用施設へ利用料のお支払い後に別途、市へ請求が必要です。園が発行する預かり保育利用料の領収書等を添付して、請求書を園経由で市へ提出します。具体的な請求方法等は別途園を通してご案内するほか、市ホームページでもご確認できます。
- ・代理受領：無償化対象分の預かり保育利用料は園が保護者に代わり市から給付を受けます。無償化対象外金額（実費負担額）が発生した場合は、利用施設に利用料を支払ってください。

2 利用給付認定について

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）」に記入し、添付書類（必要な世帯のみ）を添えて、お通いの園に園の指定する期日までに提出してください。

預かり保育の利用希望により『認定（申請）区分』が異なりますので、以下をご確認ください。

	3歳～5歳児クラス	満3歳児	満3歳児（市区町村民税非課税世帯※1）
教育時間のみ利用	申請不要		
教育時間と預かり保育を利用※2	【認定区分】②2号 預かり保育も無償化の対象。	預かり保育は無償化の対象外となります。	【認定区分】③3号 預かり保育も無償化の対象。

なお、預かり保育が無償化の対象外であっても、預かり保育が利用できないということではありません。

※1 満3歳児の市民税非課税世帯の方は、P4「●必要に応じ提出が必要な書類」を確認し、市民税が非課税であることを証する書類（市区町村民税非課税証明書）を添付してください。

父母の収入が基準額に満たない場合は、同居している祖父母のいずれか税額の高い方を合算して市民税非課税世帯であるか確認をいたします。該当する場合には、祖父母の税資料の調査もしくは提出を依頼することがあります。

※2 就労等の理由により予め『保育の必要性の認定』が必要となりますので、『3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』をご確認いただき、必要書類の準備をお願いします。

必要書類が期日に間に合わない場合は、申請書の「後日提出する書類」欄に提出予定日等を記入のうえ、先に「認定申請書」のみを提出してください。必要書類が整い次第、お通いの園もしくは所管の子育て支援センター（P4「○『4 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』（新2号、新3号認定）のお問い合わせ」）をご確認ください。なお、必要書類が整わない場合は認定が受けられないこともございますので、ご注意ください。

○その他、令和7年5月以降に年度途中で入園される場合（利用給付認定を受ける場合）は、利用開始日の前月10日までに申請手続きをしてください（期間を遡及する認定はできません。）。

3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について

すべての必要書類が提出されない場合、利用給付認定ができません。また、必要に応じその他の書類等の提出を依頼することがあります。

保育を必要とする事由	必要書類	給付認定期間 (いずれも利用児童が小学校に入学する年の3月末日までの範囲内)
就 労	(1)就労証明書（指定用紙） ※自営の場合は事業主が証明してください。 (2)自営業及び居宅内就労における就労状況報告書 ※自営業等または居宅内就労の場合に提出が必要です。 (1)(2)ともに、不足する場合はコピーするかホームページからダウンロードしてください。	月64時間以上の就労が継続する期間 ※就労時間が1か月に64時間以上（例：1日あたり4時間以上、かつ、就労日数が月に16日など）であることが認定基準となります。就労を開始した場合であっても、この認定基準に満たない場合には就労のために保育を必要としているとは認められません。
育児休業後、入園までに従前の職場に復帰する	就労証明書（指定用紙） ※就労状況に加え、休業等証明欄の記載が必要です。 ※復職後2週間以内に、再度、復職日の記載のある就労証明書の提出が必要です。	※入園以降に育児休業から復職する場合は、復職日から認定開始となります。
就労の内定（起業準備を含む）	就労証明書（指定用紙） ※自営の場合は事業主が証明してください。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日までの範囲内で、就労を開始するまでの期間
求 職 活 動	なし。就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の15日までに『就労証明書』を提出してください。	

妊娠・出産	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ) ※他の保育を必要とする事由がある場合はその事由で必要となる書類を合わせて提出	出産予定月と前後2か月ずつの最長5か月間 ※出産予定日より遅れて出産した場合には、給付認定期間を延長できる場合がありますので、担当課に相談してください。
病気・けが・障害等	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等、該当するものの写し	診断書等に基づき市長が必要と認める期間 ※病気・けが等を事由とする給付認定の期間は、診断書(保育ができない状態である旨及びその期間の記載が必要です。)に記載された療養期間です。病気・けが等が治癒せず、引き続き保育の利用を希望する場合には、改めて診断書を提出していただき審査します。
同居または長期入院している親族等の介護	被介護者の診断書(常時介護を必要とする旨及びその期間の記載が必要)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し及び介護スケジュール表(任意様式)	
就学	在学証明書及びカリキュラム等の写し	学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までのうち、市長が必要と認める期間(月64時間以上の就学が必要)
災害復旧	災害復旧状況がわかるものの提出をお願いします場合があります。	災害復旧状況に応じて市長が必要と認める期間
その他	上記に該当せず、保育を必要とする場合は担当課に確認してください。	状況に応じて市長が必要と認める期間
<きょうだい同時申請の場合> ・原本を提出する必要がある書類については、きょうだいのうち1人に原本を添付し、2人目以降は写しの添付でもかまいません(写しに、「原本は〇〇(きょうだいの氏名)の申請書に添付」と朱書きしてください。)。		

※原則、給付認定期間終了日をもって無償化の対象外となります。給付認定期間終了日以降、給付認定期間の延長を希望する場合は、再度、保育を必要とする事由を証明する書類を提出し、改めて給付認定を受ける必要があります。

※年1回「家庭状況届出書(現況届)」を提出していただき、引き続き保育を必要とする事由に該当していることを確認します。

※求職活動をされる方や就労内定の方の給付認定期間について

給付認定の期間は、利用開始日(または利用開始希望日)から90日を経過する日が属する月の末日までです。就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の15日までに『就労証明書』を提出してください。なお、給付認定期間が終了する月の15日(必着)までに『就労証明書』が提出されない場合は、原則、給付認定期間終了日をもって無償化の対象外となります(期間終了後に連続して再認定はできません。)

【利用開始後の注意事項】

※『子育てのための施設等利用給付認定変更申請書 兼 変更事項届出書(B-2)』の提出について

利用開始後、保育を必要とする事由の変更(例:就労していた保護者が退職して求職活動をするようになった、就労を開始した、出産に伴って休職することになった等)、その他勤め先の変更等の場合に園に提出してください。用紙は園及び市の担当課にあります。内容によって事由を証明する書類の添付が必要です。変更を希望する月の前月15日(必着)までに、園を経由して市に申請してください。

※『退所(転園)届兼子育てのための施設等利用給付認定事由消滅届(B-3)』の提出について

退職等により保育を必要とする事由が消滅し、子育てのための施設等利用給付認定事由を受ける必要がなくなった場合は、事由発生日の10日前までに園を経由して、市に提出してください。

※市外転出後に引き続き在園中の施設等の利用を希望する場合について

市外へ転出後、転出先の市区町村の所管課にて、園の継続利用にかかる手続きを行ってください。この手続きを行わないと、市外転出日をもって無償化の対象外となります。また市外転出の予定が生じた場合は、速やかに利用施設等を所管する担当課へ連絡してください。

※兄弟が在園中の育児休業取得について

兄弟が在園中に、弟妹の出生に伴う育児休業を取得する場合、育児休業の取得を事由とした兄弟の施設等利用給付認定期間(2・3号)は、出生児童の1歳の誕生日の前日までです。

なお、出生児童の1歳の誕生日の属する年度に育児休業修了に伴って、出生児童の保育所等の利用申込をした結果が利用不可となり、やむを得ず育児休業期間を延長した場合には、その年度の3月末日まで兄弟の認定期間の延長が認められます。引き続き翌年度4月入園の利用申込をした結果、利用不可となった場合は、育児休業の延長期間に応じて最長で出生児童の2歳の誕生日の属する月の末日まで認定期間の延長が認められます。

【チェックリスト】※園に提出する書類一覧

● 必須書類（児童1人につき1部提出が必要な書類）..... ※申請区分により記入が必要な欄が異なります。

☐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）

※ 両面記載してください。

● 必須書類（児童1人につき、申請保護者および配偶者それぞれについて、1部提出が必要な書類）.....

☐ 申請保護者および配偶者についての「保育を必要とする事由」が確認できる書類

※保護者の状況により必要な書類が異なります。必要書類については P. 2『3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』をご確認ください。

※就労証明書や診断書等は、きょうだいの1人に原本を添付し、2人目以降は写しの添付でもかまいません。

● 必要に応じ提出が必要な書類.....

【令和7年4月1日～令和7年8月31日までに利用開始する場合】

確認欄	状況	提出書類
☐ 申請保護者	☐ 配偶者	3号認定を申請する方で、令和6年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方
☐	☐	離婚前提で別居している方
☐	☐	里親の方
☐	☐	施設長の方
☐	☐	令和5年1月～12月中に国外で収入のあった方
		令和6年度市区町村民税非課税証明書
		離婚前提であることが確認できる書類(例:調停期日通知書の写し)
		児童措置(里親委託)証明書
		在籍証明書
		令和5年1月～12月の収入金額が確認できる書類(日本語訳を添付)

【令和7年9月1日～令和8年3月31日までに利用開始する場合】

確認欄	状況	提出書類
☐ 申請保護者	☐ 配偶者	3号認定を申請する方で、令和7年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方
☐	☐	離婚前提で別居している方
☐	☐	里親の方
☐	☐	施設長の方
☐	☐	令和6年1月～12月中に国外で収入のあった方
		令和7年度市区町村民税非課税証明書
		離婚前提であることが確認できる書類(例:調停期日通知書の写し)
		児童措置(里親委託)証明書
		在籍証明書
		令和6年1月～12月の収入金額が確認できる書類(日本語訳を添付)

○幼稚園・認定こども園の無償化(新1号認定・無償化の給付)についてのお問い合わせ

担当課	郵便番号	住所	電話番号	担当内容
保育課	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階	042-769-8341	3以外の事項(制度、申請、給付等)

○『3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』(新2号、新3号認定)のお問い合わせ

担当課	郵便番号	住所	電話番号	担当地区
緑子育て支援センター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	042-775-8813	緑区(区内で下記以外に所在する施設)
〃 (城山担当)	〒252-5192	相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階	042-783-8060	緑区(城山地区に所在する施設)
〃 (津久井担当)	〒252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階	042-780-1420	緑区(津久井地区に所在する施設)
〃 (相模湖担当)	〒252-5162	相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	042-684-3737	緑区(相模湖地区に所在する施設)
〃 (藤野担当)	〒252-5152	相模原市緑区小淵2000 藤野総合事務所2階	042-687-5515	緑区(藤野地区に所在する施設)
中央子育て支援センター	〒252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら1階	042-769-9267	中央区に所在する施設
南子育て支援センター	〒252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階	042-701-7723	南区に所在する施設

※(例)緑区にお住まいの方が中央区内に所在する施設を利用している場合のお問い合わせ先は、中央子育て支援センターになります。相模原市民で市外の施設を利用している場合は、上記の表の「所在する」を「お住まいの方が利用する」と読み替えてお問い合わせ下さい。